

改正

平成20年12月22日 条例第44号
平成21年12月25日 条例第48号
平成23年 3 月17日 条例第13号
平成25年12月18日 条例第50号
平成31年 3 月28日 条例第 3 号
令和 5 年 3 月23日 条例第 4 号
令和 5 年 3 月23日 条例第 5 号

松阪市農業集落排水処理施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設の設置)

第2条 市は、農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図り、公共用水域の水質保全に寄与するため、施設を設置する。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、位置及び処理区域は、別表第1に掲げるとおりとする。

(用語の定義)

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 汚水 家庭生活等に起因するし尿及び雑排水をいう。

(2) 排水設備 汚水を施設に流入させるために必要な集水ます、排水管その他の設備で次号に掲げる使用者が設置するものをいう。

(3) 使用者 汚水を施設に排除し、これを使用する者をいう。

(排除の制限)

第5条 使用者は、汚水以外のものを施設へ排除してはならない。

(供用開始の公告)

第6条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始する年月日、施設の名称、位置、排水処理区域その他必要な事項を公告しなければならない。公告した事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(排水設備の設置)

第7条 排水処理区域内に汚水を排除する建築物を所有する者は、前条の公告があった場合には、公告された供用開始の日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備の構造上の基準)

第8条 使用者は、排水設備の新設等を行うときは、規則で定める基準によらなければならない。

(排水設備工事)

第9条 排水設備の新設、増設、改造、修理及び撤去（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。その承認を受けたものを変更しようとするときもまた同様とする。

2 排水設備の新設等の工事は、松阪市公共下水道条例（平成17年松阪市条例第225号）第6条の規定により管理者の指定を受けている者に行わせなければならない。

(排水設備の新設等に関する改善命令)

第10条 管理者は、排水設備の新設等に関し、前条の規定に違反している者があるときは、その者に対し、施設の機能及び構造を保全するため、期限を定めてその改善を命ずることができる。

(排水設備の検査)

第11条 排水設備の新設等を行った者は、その工事の完了後5日以内に管理者に届け出て、その検査を受けなければならない。

（供用開始等の届出）

第12条 使用者は、排水設備の使用の開始、休止若しくは廃止又は再開始を行おうとするときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

2 前項の休止又は廃止の届出をしないときは、これを引き続き使用しているものとみなす。

3 使用者は、使用者の変更その他届出事項の変更を行おうとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

（使用料の徴収）

第13条 市は、別表第2に定める額を施設の使用に係る使用料として徴収する。

2 前項に規定する使用料は、納入通知書の送付、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付方法により2使用月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、1使用月ごとに又は臨時に徴収することができる。

3 定められた納付期日までに使用料が納入されないとき、又は管理者において必要があると認めたときは、前項の方法によらず、集金の方法により徴収することができる。

（月の途中における使用料徴収の特例）

第14条 使用者が、月の途中に施設の使用の開始、休止若しくは廃止又は再開始をしたときの使用料は、1か月分として徴収する。

（使用料の減免）

第15条 管理者は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

（新規加入）

第16条 第6条に規定する供用開始の公告後において、新たに施設を使用しようとする者（以下「新規加入者」という。）は、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 新規加入者は、施設の利用者が松阪市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年松阪市条例第191号）に基づき既に負担している分担金を新規加入金として納付しなければならない。

3 新規加入者は、施設の排水管から公共ますまでの工事（施設の排水管を延伸する場合を含む。以下同じ。）に要する費用全額を負担しなければならない。

（管理の委託）

第17条 管理者は、施設の目的を効果的に達成するため、施設を使用するもので構成する団体にその管理を委託することができる。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（罰則）

第19条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

（1）第5条の規定による汚水以外のものを施設に排除した者

（2）第9条第1項の規定による排水設備工事の承認申請に偽りの記載をした者及び承認を受けないで排水設備工事を実施した者

（3）第9条第2項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者

（4）第10条の規定による排水設備の新設等に関する改善命令に従わない者

（5）第12条第1項の規定による届出を怠った者

（過料）

第20条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の松阪市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年松阪市条例第30号）又は嬉野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成9年嬉野町条例第2号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定により

なされたものとみなす。

3 第13条の規定は、平成17年 1 月分以後の使用から適用し、平成16年12月分までの使用については、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(使用料の特例)

5 第13条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、嬉野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定により設置されていた施設に係る使用料については、平成22年 3 月分までに限り、同条例第13条に規定する額とする。

(工事費負担の特例)

6 第16条第 3 項の規定にかかわらず、須賀・川北クリーンセンターの処理区域内で新規加入者があ
る場合、施設の排水管から公共ますまでの工事に要する経費は、市の負担とする。

附 則 (平成20年12月22日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年12月25日条例第48号)

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月17日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の松阪市農業集落排水処理施設条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月18日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成31年 3 月28日条例第 3 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月23日条例第 4 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月23日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条による改正後の松阪市公共浄化槽の整備に関する条例第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定並びに第 2 条による改正後の松阪市農業集落排水処理施設条例第13条第 2 項及び第 3 項の規定は、令和 5 年 9 月分の使用料の徴収から適用し、同年 8 月分までの使用料の徴収については、なお従前の例による。ただし、一部の地域においては同年10月分の使用料の徴収から適用することとし、この場合における同年 9 月分までの使用料の徴収については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 3 条関係)

施設の名称	位置	処理区域
農業集落排水施設小野処理区	松阪市小野町1070番地 1	小野町全域
農業集落排水施設高木処理区	松阪市高木町1302番地	高木町全域、稲木町の一部及び明和町大字竹川の一部
須賀・川北クリーンセンター	松阪市嬉野須賀町646番地	嬉野須賀町、嬉野川北町（一部を除く。）

別表第 2 (第13条関係)

区分	使用料 (1 月当たり)
----	--------------

一般家庭	基本料金	1 戸につき 3,300円 ただし、1 戸における施設の使用人数が 1 人の場合は 3,300円に10分の 3 を、2 人の場合は10分の 7 を乗じて得 た額
	加算料金 (人数割)	1 人につき 550円
一般家庭以外	基本料金	1 戸につき 3,300円
	加算料金 (人数割)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第 1 項 の規定に基づき算出した人員 1 人につき550円を加算した 額